

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>第1の1 指定居宅サービスの事業の一般原則</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆平11厚令37第3条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平11厚令37第3条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令37第3条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆平24府条例27第3条</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ◆平11厚令37第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p> <p>責任者等体制の有・無</p> <p>研修等実施の有・無</p>
<p>第1の2 基本方針 <法第73条第1項></p>	<p><input type="checkbox"/> 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっているか。 ◆平11厚令37第44条</p>	<p>適・否</p>	<p>特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか ※点検月の利用者 人</p>
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。 ◆平24府条例27第4条</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆平24府条例27第4条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 <法第74条第1項></p> <p>1 従業者の員数</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業者が、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。◆平11厚令37第45条第1項</p> <p>① 看護職員(看護師、准看護師) 1以上</p> <p>② 介護職員 2以上</p> <p><input type="checkbox"/> 従業者のうち1人以上は常勤か。◆平11厚令37第45条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これら各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、上記の基準を満たしているものとみなすことができる。 ◆平11厚令37第45条第3項</p>	<p>適・否</p>	<p>看護職員 人 介護職員 人 うち常勤 人 ※いずれも同一敷地内他事業と兼務可</p>
<p>2 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。◆平11厚令37第46条</p>	<p>適・否</p>	<p>氏名： 兼務する職：</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>第3 設備に関する基準 〈法第74条第2項〉 1 区画</p>	<p>□ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。◆平11厚令37第47条第1項</p> <p>◎ 他の事業も行っている場合、業務に支障がないときは事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。◆平11老企25第3の2の2(1)</p> <p>□ 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。◆平11老企25第3の2の2(2)</p>	<p>適・否</p>	<p>【併設事業所の有・無】</p> <p>届出図面と変更ないかあれば変更届が必要</p> <p>遮へい物等でプライバシー確保しているか</p>
<p>2 設備・備品</p>	<p>□ サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えているか。◆平11厚令37第47条第1項</p> <p>◎ サービスに必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保しているか。◆平11老企25第3の2の2(3)</p> <p>◎ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。◆平11老企25第3の2の2(3)</p> <p>◎ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。◆平11老企25第3の2の2(3)</p> <p>□ 事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これら各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第49条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記の基準を満たしているものとみなすことができる。◆平11厚令37第47条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>特に従業者が感染源とならないよう配慮</p> <p>入浴車 台</p> <p>備品の変更は変更届必要</p>
<p>第4 運営に関する基準 〈法第74条第2項〉 1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>□ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平11厚令37第8条第1項準用</p> <p>◎ 記載すべき事項は以下のとおり。◆平11老企25第3の-3(2)準用</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 訪問入浴介護従業者の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制 等</p> <p>□ 同意は書面によって確認しているか。(努力義務) ◆平11老企25第3の-3(2)準用</p> <p>※ 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。 ◆平11厚令37第8条第2項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>最新の重要事項説明書で内容確認</p> <p>事故発生時の対応注意</p> <p>利用申込者の署名等があるもので現物確認</p> <p>★苦情申立窓口以下に記載が漏れないか</p> <p>□通常の事業の実施地域に係る全ての市町村</p> <p>□国民健康保険連合会</p> <p>★運営規程と不整合ないか</p> <p>□職員の員数</p> <p>□営業日・営業時間</p> <p>□通常の事業実施地域</p> <p>□利用料・その他費用</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>□ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。◆平11厚令37第9条準用、平11老企25第3の-3(2)準用</p> <p>◎ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ◆平11老企25第3の-3(3)準用</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】</p> <p>あればその理由</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
3 サービス提供困難時の対応	<p>□ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ◆平11厚令37第10条準用</p>	適・否	地域外からの申込例があるか。その際の対応（断った、応じた等）
4 受給資格等の確認 <法73条第2項>	<p>□ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平11厚令37第11条第1項 □ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するように努めているか。 ◆平11厚令37第11条第2項準用</p>	適・否	対処方法確認（申込時にコピー等） 記載例あるか。あれば当該利用者へのサービス提供状況確認
5 要介護認の申請に係る援助	<p>□ サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆平11厚令37第12条第1項準用 □ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第12条第2項準用</p>	適・否	【事例の有・無】あれば、その対応内容 【事例の有・無】あれば対応内容
6 心身の状況等の把握	<p>□ サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆平11厚令37第13条準用</p>	適・否	担当者会議参加状況 やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>□ サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めているか。 ◆平11厚令37第14条第1項準用 □ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆平11厚令37第14条第2項準用</p>	適・否	開始時の連携方法確認 終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等）
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>□ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 ◆平11厚令37第15条準用</p>	適・否	【事例の有・無】あれば対応内容
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>□ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。◆平11厚令37第16条準用</p>	適・否	居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>□ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第17条準用 ◎ サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他必要な援助を行うこと。◆平11老企25第3の-3(8)準用</p>	適・否	ケアマネに相談・協議なく計画変更していないか（相談等経過が記録で確認できるか） 事業所の都合で計画変更を迫っていないか

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
11 身分を証する書類の携行	<p><input type="checkbox"/> 訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。◆平11厚令37第18条準用</p> <p><input type="checkbox"/> 証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか（職能の記載、写真の貼付は努力義務）◆平11老企25第3の-3（8）準用</p>	適・否	実物を確認
12 サービスの提供の記録	<p><input type="checkbox"/> サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。◆平11厚令37第19第1項準用</p> <p>◎ 利用者の居宅サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ◆平11老企25第3の-3（10）①準用 ア サービスの提供日 イ 内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項</p> <p><input type="checkbox"/> サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。（→要記録保存）◆平11厚令37第19第2項準用</p> <p>◎ 記録すべき事項◆平11老企25第3の-3（10）②準用 ア サービスの提供日 ※サービス開始及び終了時刻含む イ 内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項</p> <p>◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。◆平11老企25第3の-3（10）②準用</p>	適・否	<p>個人記録確認 記録なければ提供なしとみなす</p> <p>開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法</p>
13 利用料等1の受領	<p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から保険給付の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平11厚令37第48条第1項</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。◆平11厚令37第48条第2項</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 上記1及び2の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。◆平11厚令37第48条第3項 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合のそれに要する交通費 ② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>◎ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。 ◆平11老企25第3の-3（1）②</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平11厚令37第48条第4項</p> <p>※ 当該同意については、利用者等及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者等の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用の申込み時の重要事項説明に際し、包括的に確認することで足りる。◆平12老振75、老健122連番</p> <p>5 <input type="checkbox"/> サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、6の領収証を交付しているか。法第41条第8項</p>	適・否	<p>領収証確認（原則1割又は2割の額となっているか）</p> <p>【償還払の対象で10割徴収の例の有・無】</p> <p>交通費の設定妥当か</p> <p>【特別な浴槽水の有・無】 <浴槽水の種類例> ・ ・ ・</p> <p>同意が確認できる文書等確認</p> <p>口座引落や振込の場</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
6	<p>□ 領収証には、サービスについて支払を受けた費用の額のうち、1の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 施行規則第65条</p>		<p>合、交付方法及び時期 確定申告（医療費控除）に利用できるものか</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>□ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しているか。◆平11厚令37第21条準用</p>	適・否	【事例の有・無】 事例あれば実物控え又は様式確認
15 指定訪問入浴介護の基本取扱方針 <法第73条第1項>	<p>□ 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。 ◆平11厚令37第49条第1項</p> <p>□ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平11厚令37第49条第2項</p>	適・否	【自主点検の有・無】 【第三者評価受検の有・無】
16 指定訪問入浴介護の具体的な取扱方針	<p>□ サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。◆平11厚令37第50条第1号</p> <p>◎ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。◆平11老企25第3の2(2)①</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆平11厚令37第50条第2号</p> <p>◎ 「サービスの提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。◆平11老企25第3の2(2)②</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ◆平11厚令37第50条第3号</p> <p>□ サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービス提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。◆平11厚令37第50条第4号</p> <p>◎ 「サービス提供の責任者」は、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順等適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮すること。◆平11老企25第3の2(2)③</p> <p>◎ 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医師に確認することとし、併せて次に確認すべき時期についても確認しておくこと。 ◆平11老企25第3の2(2)③</p> <p>□ サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。 ◆平11厚令37第50条第5号</p> <p>◎ 浴槽など利用者の身体に直接に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。</p>	適・否	<p>提供のつど人員基準を満たす必要有り提供中は専従であり兼務の他事業所勤務時間からは差し引かれる</p> <p>責任者の選任 →<固定・提供のつど選任></p> <p>入浴手順のマニュアル →<有・無></p> <p>医師に確認したことが記録等文書で確認できるか</p> <p>タオルは事業所で提供か、個人で用意か</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>◆平11老企25第3の23(2)④イ</p> <p>◎ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p> <p>◆平11老企25第3の23(2)④ロ</p> <p>◎ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。◆平11老企25第3の23(2)④ハ</p>		
<p>17 利用者に関する市町村への通知</p>	<p>□ サービスを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>◆平11厚令37第26条準用</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】</p>
<p>18 緊急時等の対応</p>	<p>□ 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第51条</p> <p>◎ 協力医療機関について◆平11老企25第3の23(3)</p> <p>ア 事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>適・否</p>	<p>【マニュアルの有・無】</p> <p>従業者への周知方法</p>
<p>19 管理者の責務</p>	<p>□ 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平11厚令37第52条第1項</p> <p>□ 管理者は、当該事業所の従業者に本主眼事項第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平11厚令37第52条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が掌握しているか</p>
<p>20 運営規程</p>	<p>□ 事業所ごとに、以下の重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>◆平11厚令37第53条</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>◎ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第2において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（第4の1に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）</p> <p>◆平11老企25第3の-3(19)①</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>◎ 客観的にその区域が特定されるものとする。</p> <p>カ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>◎ 利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指すものであること。◆平11老企25第3の23(5)</p> <p>キ 緊急時等における対応方法</p> <p>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>◎ 本主眼事項第4の31の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。◆平11老企25第3の-3(19)⑤</p> <p>ケ その他運営に関する重要事項</p>	<p>適・否</p>	<p>変更ある場合、変更届が出されているか（人員のみなら4/1付）</p> <p>その他の費用は金額明示か（実費も可）</p> <p>□通常の事業実施地域は実態に即しているか</p> <p>また、客観的に区域が特定された記載か</p> <p>★重要事項説明書と不整合ないか</p> <p>□職員の員数</p> <p>□営業日・営業時間</p> <p>□通常の事業実施地域</p> <p>□利用料・その他費用</p> <p>クの虐待の防止のための措置に関する事項については、令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p>
<p>21 勤務体制の確保等</p>	<p>□ 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めているか。◆平11厚令37第53条第2第1項</p>	<p>適・否</p>	<p>実際の勤務表確認</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>◎ 指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 ◆平11老企25第3の23(6)①</p> <p>□ 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しているか。 ◆平11厚令37第53条の2第2項</p> <p>◎ 指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指すものであること。◆平11老企25第3の23(6)②</p> <p>□ 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第53条の2第3項</p> <p>◎ 前段は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 また、後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 ◆平11老企25第3の23(6)③</p> <p>□ 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第53条の2第4項</p> <p>◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ◆平11老企25第3の-の30(21)④準用</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規</p>		<p>内部研修実施状況確認 【記録の有・無】 （実施日時、参加者、配布資料等）</p> <p>令和6年3月31日 までは努力義務</p> <p>ハラスメント対策の実施 【有・無】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考に取組を行うことが望ましい。</p>		<p>カスタマーハラスメント対策の実施 【 有 ・ 無 】</p>
<p>22 業務継続計画の策定等</p>	<p>□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第30条の2第1項準用</p> <p>◎ 指定訪問入浴介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ◆平11老企25第3の23(7)①</p> <p>◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置） 業務継続計画の有・無</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>◆平11老企25第3の二3(7)②</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え(体制構築・整備, 感染症防止に向けた取組の実施, 備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携, 濃厚接触者への対応, 関係者との情報共有等)</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応(建物・設備の安全対策, 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策, 必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準, 対応体制等)</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>□ 訪問入浴介護従業者に対し, 業務継続計画について周知するとともに, 必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>◆平11厚令37第30条の2第2項準用</p> <p>◎ 研修の内容は, 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに, 平常時の対応の必要性や, 緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために, 定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに, 新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また, 研修の実施内容についても記録すること。なお, 感染症の業務継続計画に係る研修については, 感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>◆平11老企25第3の二3(7)③</p> <p>◎ 訓練(シミュレーション)においては, 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう, 業務継続計画に基づき, 事業所内の役割分担の確認, 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお, 感染症の業務継続計画に係る訓練については, 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は, 机上を含めその実施手法は問わないものの, 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平11老企25第3の二3(7)④</p> <p>□ 定期的に業務継続計画の見直しを行い, 必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平11厚令37第30条の2第3項準用</p>		<p>左記の必要な項目が網羅されているか</p> <p>研修の開催 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無【有・無】</p> <p>訓練の実施 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>見直しの頻度</p>
<p>23 衛生管理等</p>	<p>□ 訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について, 必要な管理を行っているか。◆平11厚令37第31条第1項準用</p> <p>◎ 訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し, また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため, 使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。</p> <p>◆平11老企25第3の-3(23)①準用</p> <p>□ 事業所の浴槽その他の設備及び備品等について, 衛生的な管理に努めているか。◆平11厚令37第31条第2項準用</p> <p>□ 当該指定訪問入浴介護の事業において感染症が発生し, 又はまん延しないように, 次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり)</p> <p>◆平11厚令37第31条第3項準用</p> <p>一 当該指定訪問入浴介護の事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに, その結果について, 訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問入浴介護の事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者健康診断の扱い</p> <p>職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法</p> <p>事業所支給品の有無</p> <p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>三 当該指定訪問入浴介護の事業において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>◎ 居宅基準第 54 条の規定により指定訪問入浴介護の事業について準用される居宅基準第 31 条第 3 項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ◆平11社企25第3のニ3(8)②</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p>		<p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>おおむね6月に1回開催が必要</p> <p>開催日 年 月 日 年 月 日</p> <p>感染対策担当者名</p> <p>指針の有・無</p> <p>研修及び訓練の開催 年1回以上必要</p> <p>開催日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無 【 有 ・ 無 】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		
<p>24 掲示</p>	<p>□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平11厚令37第32条第1項準用</p> <p>◎ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。◆平11老企25第3の-3(24)①準用</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>□ 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。◆平11厚令37第32条第2項準用</p> <p>◎ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。◆平11老企25第3の-3(24)②準用</p>	<p>適・否</p>	<p>掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法も掲示されているか（窓口として関係市町村・国保連の記載あるか）</p>
<p>25 秘密保持等</p>	<p>□ 訪問入浴介護従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平11厚令37第33条第1項準用</p> <p>□ 事業者は、訪問入浴介護従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第33条第2項準用</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。 ◆平11老企25第3の-3(25)②準用</p> <p>※ あらかじめ違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p>□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆平11厚令37第33条第3項準用</p> <p>◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平11老企25第3の-3(25)③準用</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認</p> <p>事業所の措置内容</p> <p>同意文書確認</p>
<p>26 広告</p>	<p>□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆平11厚令37第34条準用</p>	<p>適・否</p>	<p>広告の有無確認 あれば内容確認</p>
<p>27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>□ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平11厚令37第35条準用</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
28 苦情処理	<p><input type="checkbox"/> 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第36条第1項準用</p> <p>◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。◆平11老企25第30の-3(28)①準用</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆平11厚令37第36条第2項準用</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。◆平11老企25第30の-3(28)②準用</p> <p><input type="checkbox"/> 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平11厚令37第36条第3項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市町村に報告しているか。◆平11厚令37第36条第4項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平11厚令37第36条第5項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆平11厚令37第36条第6項準用</p>	適・否	<p>マニュアルの有無 一次窓口及び担当者名</p> <p>事例確認 あれば処理結果確認</p> <p>事例の有・無 直近の事例 (年 月)</p>
29 地域との連携等	<p><input type="checkbox"/> 指定訪問入浴介護事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◆平11厚令37第36条の2第1項準用</p> <p>◎ 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。◆平11老企25第30の-3(29)準用</p> <p><input type="checkbox"/> 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護入浴の提供を行うよう努めているか。◆平11厚令37第36条の2第2項準用</p>	適・否	
30 事故発生時の対応	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第37条第1項準用</p> <p>◎ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企25第30の-3(30)①準用</p> <p><input type="checkbox"/> 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。◆平11厚令37第37条第2項準用</p> <p>◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。◆平11老企25第30の-3(30)③準用</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した</p>	適・否	<p>【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法</p> <p>事例確認 事例分析しているか</p> <p>ヒヤリハットの有・無</p> <p>賠償保険加入の有・無</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>場合は、損害賠償を速やかに行っているか。◆平11厚令37第37条第3項準用</p> <p>◎ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。◆平11老企25第3の-3 (30) ②準用</p>		<p>保険名：</p>
<p>31 虐待の防止</p>	<p>□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令37第37条の2準用</p> <p>一 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。◆平11老企25第3の-3 (31) 準用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止 指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手续が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を経験者として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>ウ 本主眼事項第4の17に規定する市町村への通知に係る記録 エ 本主眼事項第4の28に規定する苦情の内容等の記録 オ 本主眼事項第4の30に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>◎ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。◆平11老企25第3の-3（33）</p>		
<p>34 電磁的記録等</p>	<p>□ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（主眼事項第4-4及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。◆平11厚令37第217条第1項</p> <p>◎ 電磁的記録について ◆平11老企25第5の1</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。</p> <p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。◆平11厚令37第217条第2項</p> <p>◎ 電磁的方法について ◆平11老企25第5の2</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての</p>		

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>Q & A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
<p>第5 変更の届出等 〈法第75条〉</p>	<p>□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p>	適・否	
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い 〈法第41条第4項〉</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>□ 事業に要する費用の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平12厚告19の1</p> <p>□ 事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平12厚告19の2</p> <p>※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。◆平12厚告19の2</p> <p>□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平12厚告19の3</p> <p>□ 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の入退所日(入退院日)又は短期入所療養介護のサービス開始・終了日(入退院日)であっても、訪問入浴介護費は算定できる。 ただし、施設入所(入院)者が外泊又は介護保健施設若しくは経過介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。◆平12老企36第2の1(3)</p> <p>□ 訪問サービスの行われる利用者の居宅について訪問入浴介護は、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。◆平12老企36第2の1(6)</p> <p>□ 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定できる。◆平12老企36第2の3(3)</p>	適・否	【割引の有・無】あれば割引率と条件確認
<p>2 基準額の算定</p>	<p>□ 利用者に対して、事業所の看護職員1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。 ◆平12厚告19の別表24注1</p> <p>◎ 人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができる。 例えば、3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えない。 ◆平12老企36第2の3(1)</p>	適・否	訪問介護と同一時間帯の同時算定不可 →〈事例の有・無〉
<p>3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認めら</p>	<p>□ 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定している</p>	適・否	【該当事例の有・無】主治医の意見を記録で確認

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>れる場合の算定</p>	<p>か。 ◆平12厚告19の別表2イ注2</p> <p>◎ 3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがない。 ◆平12老企36第2の3(2)</p>		
<p>4 清しき又は部分浴の場合の算定</p>	<p>□ 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19の別表2イ注3</p>	<p>適・否</p>	<p>【該当事例の有・無】</p>
<p>5 指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い</p>	<p>□ 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く)又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回に月所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 ◆平12厚告19の別表2イ注4</p> <p>◎ 指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に若しくは指定訪問入浴事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い ◆平12老企36第2の2(14)準用</p> <p>① 同一敷地内建物等の定義 「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。</p> <p>② 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の定義 イ「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。 (同一敷地内建築物等に該当しないものの例) ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合</p> <p>④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当</p>	<p>適・否</p>	<p>【該当事例の有・無】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>⑤ 同一敷地内建築物等に50人以上居住する建物の定義</p> <p>イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問5 集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退去した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問6 事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。 このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一の建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。 ・広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、URなどの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地） ・幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問7 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなる。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問8 「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、当該指定訪問入浴介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問9 未届であっても、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームの要件に該当するものであれば、集合住宅減算の対象となる。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問10 集合住宅減算は、①指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）の利用者又は②①以外の建物であって、当該指定入浴訪問介護事業所における利用者が同一の建物（建物の定義は①と同じ。）に20人以上居住する建物の利用者について減算となるものであり、①と②は重複しないため、減算割合は△10%である。</p> <p>H27Q & A Vol. 1 問11 サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算の対象となる。</p> <p>H30Q & A Vol. 1 問2 集合住宅減算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計</p>		

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>に対して減算率を掛けて算定すること。 なお、区分支給限度基準額を超える場合、区分支給限度額の管理に際して、区分支給限度基準額の超過分に同一建物減算を当てることはできないものとする。 ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問10参照。</p>		
<p>6 特別地域訪問入浴介護加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆平12厚告19の別表2イ注5</p> <p>H30Q&A 問1 特別地域加算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に対して100分の15を加算として算定すること。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>
<p>7 中山間地域等小規模事業所加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合する事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平12厚告19の別表2イ注6、平21厚告83の一</p> <p>注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚告96第2号 1月当たり延べ訪問回数が20回以下の指定訪問入浴介護事業所であること。</p> <p>◎ 延訪問回数は前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数をいうものとする。◆平12老企36第2の2(16)②準用 ◎ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数をを用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。 平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。◆平12老企36第2の2(16)③準用 ◎ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。 ◆平12老企36第2の2(16)④準用</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】 該当地域に事業所あるか</p> <p>1月当たり延訪問回数 回</p> <p>毎月ごとの記録確認 同意状況確認</p>
<p>8 中山間地域等サービス提供加算</p>	<p>□ 訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平12厚告19の別表2イ注7、平21厚告83の二</p> <p>◎ 当該加算を算定する利用者については、本主眼事項第4の13の交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ◆平12老企36第2の2(17)準用</p> <p>H21Q&A Vol.1 問13 月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の事業の実施地域内からそれ以外の地域（又はその逆）に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】 該当地域に居住しているか</p>
<p>9 初回加算</p>	<p>□ 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数200単位を加算しているか。◆平12厚告19の別表2ロ注</p> <p>◎ 初回加算について ◆平12老企36第2の37 ① 指定訪問入浴介護事業所において、初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能である。</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>② 当該加算は、初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定すること。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4問8 初回加算は同じ利用者について同一月内で複数の事業所が算定することは可能である。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4問9 初回加算は、初回のサービス提供を行う前に利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合を評価する加算であり、利用者の入院等により前回のサービス利用から間隔が空いた場合の初回とは、過去の(介護予防)訪問入浴介護のサービス利用の有無に関わらず、当該(介護予防)訪問入浴介護事業所とサービス提供契約を締結した場合を指す。ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引越すなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、再度算定することができる。</p>		
<p>10 認知症専門ケア加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして京都府に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者(*)に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>◆平12厚告19の別表2ハ注</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位</p> <p>(※) 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第3号の2 イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下この号において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(*) 厚生労働大臣が定める者等 ◆平27厚告94第3号の3 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 ① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。 ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用</p>	<p>適・否</p>	<p>【算定の有・無】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。</p> <p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p> <p>④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護についてに規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4問29 認知症専門ケア加算の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、現時点では、以下のいずれかの研修である。① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」ただし、③については認定証が発行されている者に限る。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4問30 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2（認定調査員）に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4問31 専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4問32 認知症専門ケア加算（Ⅱ）の認知症介護指導者は、認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4問33 認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修（認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修）の企画・立案に参</p>		

主眼事項	基準・通知等	評価	備考																																																																																	
	<p>加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成 20 年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたことの経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。従って、加算対象となる者が 20 名未満の場合にあっては、平成 20 年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者（認知症介護実践リーダー研修の未受講者）1 名の配置で認知症専門ケア加算Ⅱを算定できることとなる。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4 問 3 4 例えば、平成 18 年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダー研修相当として認められるか。一本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4 問 3 5 認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」（平成 12 年 9 月 5 日老発第 623 号）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号）において規定する専門課程を修了した者も含むものとする。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4 問 3 6 認知症専門ケア加算における「技術的指導に係る会議」と、特定事業所加算やサービス提供体制強化加算における「事業所における 従業者 の技術指導を目的とした会議」が同時期に開催される場合であって、当該会議の検討内容の 1 つが、認知症ケアの技術的指導についての事項で、当該会議 に登録ヘルパーを含めた 全ての訪問介護員等や全ての従業者が参加した場合、両会議を開催したものと考えてよい。</p> <p>R3 Q&A VOL. 4 問 3 7 認知症専門ケア加算の算定要件について、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 1 / 2 以上であることが求められているが、算定方法については、認知症専門ケア加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合については、届出日が属する月の前 3 月間の利用者数で算定することとし、利用者数は利用実人員数又は利用延人員数を用いる。例えば、以下の例の場合の前 3 月の平均は次のように計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、計算に当たって、（介護予防）訪問入浴介護の場合は、本加算は要支援者（要介護者）に関しても利用者数に含めること一定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）（包括報酬）の場合は、利用実人員数（当該月に報酬を算定する利用者）を用いる（利用延人員数はいないことに留意すること）。 <p>（（介護予防）訪問入浴介護の例）</p> <table border="1" data-bbox="392 1518 1166 2016"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認知症高齢者の日常生活自立度</th> <th rowspan="2">要介護度</th> <th colspan="3">利用実績（単位：日）</th> </tr> <tr> <th>1 月</th> <th>2 月</th> <th>3 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者①</td> <td>なし</td> <td>要支援 2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者②</td> <td>I</td> <td>要介護 3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者③</td> <td>Ⅱ a</td> <td>要介護 3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者④</td> <td>Ⅲ a</td> <td>要介護 4</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>利用者⑤</td> <td>Ⅲ a</td> <td>要介護 4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者⑥</td> <td>Ⅲ b</td> <td>要介護 4</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者⑦</td> <td>Ⅲ b</td> <td>要介護 3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>利用者⑧</td> <td>Ⅳ</td> <td>要介護 4</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者⑨</td> <td>Ⅳ</td> <td>要介護 5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者⑩</td> <td>M</td> <td>要介護 5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計</td> <td>4 4</td> <td>4 5</td> <td>4 5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計（要支援者を含む）</td> <td>6 1</td> <td>6 0</td> <td>6 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 利用実人員数による計算（要支援者を含む）・ 利用者の総数 = 10 人（1 月） + 10 人（2 月） + 10 人（3 月） = 30 人</p>		認知症高齢者の日常生活自立度	要介護度	利用実績（単位：日）			1 月	2 月	3 月	利用者①	なし	要支援 2	5	4	5	利用者②	I	要介護 3	6	5	7	利用者③	Ⅱ a	要介護 3	6	6	7	利用者④	Ⅲ a	要介護 4	7	8	8	利用者⑤	Ⅲ a	要介護 4	5	5	5	利用者⑥	Ⅲ b	要介護 4	8	9	7	利用者⑦	Ⅲ b	要介護 3	5	6	6	利用者⑧	Ⅳ	要介護 4	8	7	7	利用者⑨	Ⅳ	要介護 5	5	4	5	利用者⑩	M	要介護 5	6	6	7	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計			4 4	4 5	4 5	合計（要支援者を含む）			6 1	6 0	6 4		
	認知症高齢者の日常生活自立度				要介護度	利用実績（単位：日）																																																																														
		1 月	2 月	3 月																																																																																
利用者①	なし	要支援 2	5	4	5																																																																															
利用者②	I	要介護 3	6	5	7																																																																															
利用者③	Ⅱ a	要介護 3	6	6	7																																																																															
利用者④	Ⅲ a	要介護 4	7	8	8																																																																															
利用者⑤	Ⅲ a	要介護 4	5	5	5																																																																															
利用者⑥	Ⅲ b	要介護 4	8	9	7																																																																															
利用者⑦	Ⅲ b	要介護 3	5	6	6																																																																															
利用者⑧	Ⅳ	要介護 4	8	7	7																																																																															
利用者⑨	Ⅳ	要介護 5	5	4	5																																																																															
利用者⑩	M	要介護 5	6	6	7																																																																															
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計			4 4	4 5	4 5																																																																															
合計（要支援者を含む）			6 1	6 0	6 4																																																																															

主眼事項	基準・通知等	評価	備考																																			
	<p>・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数=7人(1月)+7人(2月)+7人(3月)=21人したがって、割合は21人÷30人≒70.0%(小数点第二位以下切り捨て)≧1/2</p> <p>② 利用延人員数による計算(要支援者を含む)</p> <p>・ 利用者の総数=61人(1月)+60人(2月)+64人(3月)=185人</p> <p>・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数=44人(1月)+45人(2月)+45人(3月)134人したがって、割合は134人÷185人≒72.4%(小数点第二位以下切り捨て)≧1/2</p> <p>・ 上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。</p> <p>・ なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度区分が変更になった場合は月末の認知症高齢者の日常生活自立度区分を用いて計算する。</p> <p>R3 Q&A VOL.4問38</p> <p>認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定するためには、当該加算(Ⅰ)の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。</p> <p>→必要ない。例えば加算の対象者が20名未満の場合、</p> <p>・ 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者</p> <p>・ 認知症看護に係る適切な研修を修了した者のいずれかが1名配置されていれば認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定することができる。(研修修了者の人員配置例)</p> <table border="1" data-bbox="368 987 1150 1420"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">加算対象者数</th> </tr> <tr> <th>~19</th> <th>20~29</th> <th>30~39</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">必要な研修修了者の配置数</td> <td>「認知症介護に係る専門的な研修」</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症介護実践リーダー研修</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>認知症看護に係る適切な研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>「認知症介護の指導に係る専門的な研修」</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症介護指導者養成研修</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>認知症看護に係る適切な研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。</p>		加算対象者数				~19	20~29	30~39		必要な研修修了者の配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」				認知症介護実践リーダー研修	1	2	3	認知症看護に係る適切な研修					「認知症介護の指導に係る専門的な研修」				認知症介護指導者養成研修	1	1	1	認知症看護に係る適切な研修					
	加算対象者数																																					
	~19	20~29	30~39																																			
必要な研修修了者の配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」																																					
	認知症介護実践リーダー研修	1	2	3																																		
	認知症看護に係る適切な研修																																					
	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」																																					
	認知症介護指導者養成研修	1	1	1																																		
	認知症看護に係る適切な研修																																					
<p>1.1 サービス提供体制強化加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平12厚告19の別表2ニ</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第5号</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業所(指定居宅サービス等基準第45条第</p>	<p>適・否</p>	<p>【算定の有・無】</p> <p>前年度(3月除く。)の平均で割合を算出</p> <p>【上記算出結果記録の有・無】</p> <p>年度(4月~翌2月)の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。(不可の場合は速やかに届出要)</p> <p>【(1)研修】</p>																																			

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。)の全ての訪問入浴介護従業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(3) 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(二) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(二) 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>◎ 訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>◆平12老企36第2の3(9)①</p> <p>◎ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 		<p><input type="checkbox"/> 全員の計画の有・無 ※職責、経験年数、勤務年数、資格、本人意向等によるグループ分けによる作成も可</p> <p><input type="checkbox"/> 個別・具体的な目標、内容等となっているか(画一的になっていないか)。</p> <p>【(2)会議】 会議開催状況 ()</p> <p>参加状況 ()</p> <p>※欠席者が散見される場合は、全員参加ができるよう開催方法をグループ単位で行っているか。</p> <p>【(3)健康診断】 直近の健康診断実施日 ()</p> <p>全員の実施か</p> <p>【(4)人材要件】 年度(4月～翌2月)の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。(不可の場合は速やかに届出要)</p> <p>介護職員の総数 人</p> <p>①介福の数 人</p> <p>②介福・実務者研修・旧基礎研修の数 人</p> <p>③勤続7年以上 人</p> <p>割合 %</p> <p>前3月の実績により届出を行った場合、毎月継続的に割合を維持しているか確認</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項</p> <p>◆平12老企36第2の3(9)②</p> <p>◎ 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。 ◆平12老企36第2の3(9)③</p> <p>H21Q&A Vol.1 問4(抜粋) また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)</p> <p>◎ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。 ◆平12老企36第2の3(9)④</p> <p>◎ 上記ただし書きの場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。 ◆平12老企36第2の3(9)⑤</p> <p>◎ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする ◆平12老企36第2の3(9)⑥</p> <p>◎ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ◆平12老企36第2の3(9)⑦</p> <p>◎ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。 ◆平12老企36第2の3(9)⑧</p>		
<p>12 介護職員処遇改善加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平12厚告19の別表2ホ</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 本主眼事項第6-2から11までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 本主眼事項第6-2から11までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p><キャリアパス要件></p> <p><職場環境等要件></p>	<p>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 本主眼事項第6-2から11までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 単位数</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準◆平27厚告95第4号準用</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金 (退職手当を除く。) の改善に要する費用の見込額 (賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担分の増加分を含むことができる。以下同じ。) が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準 (本加算による賃金改善分を除く。) を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。 H24Q&A Vol. 1 問227 (抜粋) 当該計画については特に基準等を設けておらず、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。</p> <p>(8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容 (賃金改善に関するものを除く。) 及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)アからエまで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<p><input type="checkbox"/> 賃金改善計画の確認 (算定見込額、賃金改善の時期・方法等)</p> <p><input type="checkbox"/> 賃金改善の根拠規程 (賃金規程等) を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 処遇改善計画書を確認、周知方法の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 賃金台帳、給与明細書、源泉徴収票等を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 処遇改善実績報告書の確認 年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出 (例: 加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる)</p> <p><input type="checkbox"/> 労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用契約書を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則等を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 資質向上支援計画、研修計画及び研修実施記録を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 処遇改善内容 (賃金改善を除く) 及び全職員への周知を確認</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p><キャリアパス要件></p> <p><職場環境等要件></p>	<p>(1) イ (1) から (6) まで及び (8) に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ニ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） イ (1) から (6) までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハ (2) 又は (3) に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ホ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） イ (1) から (6) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外される。 ※ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付け老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）」を確認すること。</p>		
<p>13 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平12厚告19別表2^ハ</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 主眼事項第6-2から11までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 主眼事項第6-2から11までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第6号の2 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 イ 指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 ウ 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。 エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額44</p>	<p>適・否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>□ 賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認</p> <p>□ 賃金台帳、給与明細書、源泉徴収票等を確認</p> <p>経験・技能のある介護職員数 (名) 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者の人数 (名)</p> <p>□ 特定処遇改善計画書の確認、周知方法の確認</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p><介護福祉士の配置等要件></p> <p><現行加算要件></p> <p><職場環境等要件></p> <p><見える化要件></p>	<p>0万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。</p> <p>(5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。(なお当該要件については令和2年度より算定要件とする。)</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。</p> <p>※ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日付け老発0316第4号厚生労働省老健局長通知)」を確認すること。</p> <p>H31 Q&A VOL.1問1 介護職員等特定処遇改善加算については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に監視、複数の取組を行っていること ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること <p>を満たす事業所が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士がいない場合であっても取得可能である。</p> <p>R3 Q&A VOL.1問20 介護職員等特定処遇改善加算における職場環境等要件については、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の推進」及び「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)の取組を行うことが必要である。</p> <p>H31 Q&A VOL.1問3 事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員等特定処遇改善加算の取得状況 ・ 賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表することも可能である。 <p>R3 Q&A VOL.1問21 見える化要件について、当該要件については、処遇改善加算及び特定加算の取得状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容に関する公表を想定しているため、令和3年度においては要件として</p>		<p>□賃金台帳、給与明細書、源泉徴収票等を確認</p> <p>□ 特定処遇改善実績報告書の確認 年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出 (例：加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる)</p> <p>サービス提供体制強化加算 【Ⅰ・Ⅱ】 【算定の有・無】</p> <p>介護職員処遇改善加算 【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】</p> <p>□ 処遇改善内容(賃金改善を除く)及び全職員への周知を確認</p> <p>□ ホームページ等の確認</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
	<p>は求めず、令和4年度からの要件とする予定。</p> <p>H31 Q&A VOL.1問4 「勤続10年の考え方」については、 ・勤続年数を計算するに当たり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する ・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。</p> <p>H31 Q&A VOL.1問5 経験・技能のある介護職員については、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、各事業所の裁量において設定することとなり、処遇改善計画書及び実績報告書において、その基準設定の考え方について記載することとしている。</p> <p>H31 Q&A VOL.1問6 月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算にもよる賃金改善分で判断するため、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分とは分けて判断することが必要である。</p> <p>H31 Q&A VOL.1問10 その他の職種の440万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては、常勤換算方法で計算し、賃金額を判断することが必要である。</p>		
<p>14 介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p><input type="checkbox"/> 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は主眼事項第6-2から11までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆平12厚告19別表2ト注</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第4号の3準用 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ロ 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。 ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都府知事に届け出ること。 ニ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。 ホ サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。</p> <p>※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日付け老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p> <p>介護職員処遇改善加算の算定 【 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 】</p>
<p>15 サービス種類相互の算</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>【 算定の有・無 】</p>

主眼事項	基準・通知等	評価	備考
<p>定関係</p>	<p>護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に，訪問入浴介護費を算定していないか。◆平12厚告19の別表2イ注8</p> <p>◎ ただし，特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合に，当該事業所の費用負担により，その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えない。</p> <p>◎ また，短期入所生活介護又は短期入所療養介護サービスを受けている間については訪問入浴介護費は算定しない。 ◆平12老企36第2の1(2)</p>		